

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別障害者手当 受給資格喪失	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第14条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、受給資格を喪失する。 1. 受給者が特別障害者でなくなったとき 2. 受給者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設に入所しているとき（同法に規定する生活介護を受けている場合に限る。） 3. 受給者が障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるもの（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第14条各号）に入所しているとき。 4. 受給者が病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	